



ハロウィンとバー

日本でも近年話題になっているハロウィンですが、ご存知のように、もとはアメリカで始まった行事です。宗教的なものではないとされており、古くはケルト民族の間で、1年の終わりが10月31日とされていたことに起源しているそうです。10月31日の夜は、秋の終わりかつ冬の始まりでもあり、死者の霊が家族を訪ねてくると信じられていたことから、魔除けなどの意味もあって行事として普及していきました。

日本では当日の仮装に注目が集まっているようですが、こちらではそれだけではなく、数週間ほど前から街のあちこちにカボチャを見かけるようになってから始まります。カボチャは大きなオレンジ色のものが主流で、日本の食用のカボチャとは異なります。ハロウィン前には多くのスーパーマーケットや食料品店で販売されていますし、ちょっと郊外へ出向けば、Pumpkin Patch (パンプキンパッチ) と呼ばれる期間限定のカボチャ販売所が各地に登場します。

カボチャを入手すると、特に小さな子供たちのいる家庭では、Pumpkin Carving (パンプキンカービング) といって、カボチャにお気に入りのパターンを彫り込む作業をすることも楽しい行事のひとつです。私も息子が小学生の頃に、定番のジャック・オー・ランタン (三角の目や鼻にギザギザの口をしたやつ) のパターンを彫る作業に挑戦したことがあります。しかしながら、いまでは息子とはとっくに成人してしまったので、最近はおさめのカボチャや面白い形をしているカボチャ

を買ってきて玄関に飾る程度の楽しみ方をしています。

そして、10月31日の夕暮れになると、仮装した子供たちが近所の家をまわり始めます。一軒ずつ訪ねては“Trick or treat (お菓子をくれないといたずらするよという意)”と言ってお菓子をもらっていくことを「トリック or トリート」と呼び、そうする人たち (主に子供たちですね) を「トリック or トリーター」と呼びます。この「トリック or トリート」はコロナ問題が発生してからすっかり影を潜めてしまい、子供たちにとっては残念なことになっています。一方で、それでも出来るだけハロウィンを楽しもうということなのか、カボチャを飾るだけでなく、おどろおどろしいお化け屋敷風の飾り付けをする家が増えてきたように思います。

このようにハロウィンはアメリカの文化とも言える大きな行事ですが、なんと司法試験の問題にも登場したことがあります。最近日本ではひょんなことからニューヨーク州の司法試験に注目が集まっていたようですが、ニューヨーク州も採用している全米統一司法試験の一科目であるパフォーマンステストにおいて (一問につき数十頁にも及ぶ資料や判例を読み、設問で要求されるレポートを作成するというもので、過去問が当局から公開されています)、「ハロウィンの日にお化け屋敷を訪問したカップルが仕掛けに驚いてケガをする」という設定を用いた問題が出されました。

お化け屋敷を運営するアミューズメント施設側の代理人という立場でレポートを作成せ



Pumpkin Patch (パンプキンパッチ)
<https://springsmag.com/>より



我が家のカボチャ

よという問題なのですが、そもそも日本人を含む外国人としては、“Haunted House”が日本語でいう「お化け屋敷」を意味するものであることが分からなければ途端に挫折することになります。また、ハロウィンとは、カボチャを飾ったり、仮装して歩くだけの行事ではなく、お化け屋敷風の飾り付けや仮装をして「他人を驚かせてもいい」というコンセプトを理解していなければ、お化け屋敷側の代理人として説得力のある弁護を展開することができません。このように、米国の司法試験は、英語力が必要とされるだけではなく、米国における日常生活、行事、コモンセンスと呼ばれる常識的な物事の考え方を理解していなければ難しいところが、米国人の間での合格率が高い割に、外国人の間での合格率が低



<https://www.quora.com/Why-is-a-group-of-lawyers-called-a-bar>より

い理由のひとつとなっているのでしょう。

ちなみに、司法試験は“Bar Exam”と呼ばれ、単に「バー」と呼ばれることも多いです。米国特許商標庁（USPTO）が行うパテント・エージェントの資格試験は「パテントバー」と呼ばれています。「バー」の語源は、法廷に設けられるゲート状の仕切りに由来しているそうです（写真の矢印部分）。会話での文脈などから、法曹界・司法試験のことを言っているのだと判断することになりますが、一般的にお酒を飲むところも「バー」と呼ばれますので、気を付けないと妙な勘違いをすることになってしまいます。

ハロウィンとバー、お互いに全く関係のない話を無理矢理くっつけましたが、みなさまのマメ知識のひとつになればと思います。

筆者紹介



加藤奈津子（かとうなつこ）

世界各地に展開するUnited GIPsの米国グループ事務所 United IP Counselors, LLC 代表。米国パテント・エージェント。京都大学法学部卒業。ワシントンDCのジョージワシントン大学大学院にて米国知的財産法の修士号を取得するとともに、パテント・エージェント受験資格を得るに十分な技術系の単位を米国の大学にて取得。趣味はスポーツ観戦。ワシントンDC近郊在住。